

奈良県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 赤目掛線
- 三 道路の区域

7 8 4			路線番号	区間
宇陀郡曽爾村大字 今井一一八五番一 先から 宇陀郡曽爾村大字 掛一三五五番一先 まで		宇陀郡曽爾村大字 掛六四八番先まで		
後		前	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル
B		A		
八・〇 、 八七・六		三・九 、 三八・二		
三、二二三・ 六		二、三四〇・ 五	延長 メートル	
かぶと橋 LⅡ一九・九 m 主要地方道名 張曽爾線と三、 二二三・六m 重用				備考